

矢巾町いじめ防止対策に関する条例
【逐条解説】



目 次

| | | |
|---|-------|-------|
| 前文 | | 1～ 2 |
| 第1章 総則(第1条－第10条) | | 3～15 |
| 第2章 いじめ防止基本方針策定 (第11条・第12条) | | 16～19 |
| 第3章 いじめ防止等のための対策を推進するための 基本的施策(第13条－第22) | | 20～37 |
| 第4章 重大事態への対処 (第23条－第26条) | | 38～48 |
| 第5章 雑則(第27条－第29条) | | 49～51 |
| 附則 | | 52 |

前文

全ての子どもたちは、将来にあらゆる可能性をもち、そして未来を担うかけがえのない存在です。子どもたちは健康に生まれ、健やかに成長し、様々な差別や虐待などから守られ、自分らしく家族や社会の中で育つ権利を有しており、子どもたち一人ひとりの心と体の成長を皆で大切に育まなければなりません。

子どもたちの心身の健全な成長及び人格形成に大きな悪影響を及ぼすいじめという行為は、いじめを受けた子どもたちの尊厳及び人権を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許される行為ではありません。

いじめは、お互いの態度、言葉、しぐさなどの捉え方、感覚の違いなどによりいつでもどこでも起こりうる事象であり、また、どの子どもたちにもいじめの加害者や被害者になり得る可能性があります。このようないじめを防止し、また解消に導き、子どもたちが安心して生活し学ぶことができる環境を整えることが、町民全ての責務です。

我々は、子どもたち一人ひとりに寄り添い、その声に耳を傾け、それぞれの生命と尊厳を大切に、いじめを決して許さないという決意をもって、相互に尊重し合える社会を実現させるため、互いに協力しながらそれぞれの立場での役割や責任を果たす必要があります。

そのためには、いじめの根絶に向けて町及び町民が主体的な取り組みを推進していかなければなりません。

こうした認識の下、全ての町民がいかなるいじめをも許さない心を持ち、将来にわたって本町の子どもたちが安心して学び、健やかに成長することができる環境を実現するため、この条例を制定します。

【趣旨】

国においては、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が平成25年9月28日から施行されています。

矢巾町いじめ防止対策に関する条例は、矢巾町としてこの法律の趣旨を踏まえながらいじめの根絶に向けてどのような理念を掲げ、そしてその具体化に向けてどのように取り組んでいくかを示すものです。

この前文は、条例制定の目的や矢巾町としていじめを決して許さないとした精神と決意を明確にするために設けたものです。

【解説】

全ての子どもたちは、将来にあらゆる可能性を持ち、そして未来を担うかけがえのない存在です。子どもたちは健康に生まれ、健やかに成長し、様々な差別や虐待などから守られ、健やかに自分らしく家族や社会の中で育つ権利を有しており、子どもたち一人ひとりの心と体の成長を皆で大切に育まなければならないとしたことは、子どもたちの権利条約の4つの柱の権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）を盛り込み定義したものです。

いじめは、いじめを受けた子どもたちの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許される行為ではないことを示しています。

全ての町民連携及び協力の下、いじめは絶対に許さないという共通認識により、いじめの根絶に向けて町が主体的に確実な取り組みを推進していく必要があります、こうした認識の下、すべての町民がいかなるいじめをも許さない心を持ち、将来にわたって本町の子どもたちが安心して学び、健やかに成長することができる矢巾町を実現するため、主体的かつ着実な取り組みを推進していくことを示しています。

※ 条例制定までの経過

国においては、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が平成25年9月28日から施行されています。

今回の矢巾町いじめ防止対策に関する条例制定に向けては、平成27年7月の重大事案をうけて、矢巾町として法律の趣旨を踏まえ、いじめの根絶に向けて具体化に取り組んでいくことを定めた条例とするものです。

未来を担う大切な子ども達はかけがえのない存在であり、一人ひとりの心と体は大切に育まなければならない、すべての町民がいじめを許さない心を持ち、将来にわたって本町の子どもたちが安心して学び、健やかに成長することができる矢巾町を実現するため、条例を制定するものです。

| | | |
|-------|------------|----------------------------|
| 平成25年 | 6月28日 | いじめ防止対策推進法公布 |
| 平成25年 | 9月28日 | いじめ防止対策推進法施行 |
| 平成25年 | 10月11日 | 国がいじめ防止基本方針を策定 |
| 平成26年 | 4月 | 各町立小中学校いじめ基本方針を策定 |
| 平成26年 | 7月 | 矢巾町いじめ防止基本方針を策定 |
| 平成27年 | 7月5日 | 矢巾町立中学校生徒の重大事案発生 |
| 平成27年 | 7月18日 | 矢巾町いじめ問題対策連絡協議会開催（第1回・以降略） |
| 平成27年 | 9月7日 | 矢巾町いじめ問題対策委員会開催（第1回・以降中略） |
| 平成27年 | 9月25日 | 総合教育会議 全国自治体いじめ防止条例検討 |
| 平成27年 | 2月4日 | 総合教育会議 矢巾町いじめ防止条例概要について |
| 平成28年 | 10月28日 | 総合教育会議へ条例等素案説明、協議 |
| 平成28年 | 11月4日 | 条例素案例規審査委員会協議 |
| 平成28年 | 12月23日 | 矢巾町いじめ問題対策委員会終了（第31回） |
| 平成29年 | 1月4日～ | 各小中学校生徒説明 |
| 平成29年 | 1月23日 | 矢巾町いじめ問題対策連絡協議会説明、協議 |
| 平成29年 | 1月4日～平成29年 | 2月3日 パブリックコメントの実施 |
| 平成29年 | 2月3日 | 条例素案例規審査委員会協議 |
| 平成29年 | 2月6日 | 教育委員会臨時会説明、協議 |
| 平成29年 | 2月6日 | 総合教育会議へ説明、協議 |
| 平成29年 | 2月20日 | 条例の提案（議会） |
| 平成29年 | 3月21日 | 条例一部修正の可決（議会、附則に1項の追加） |
| 平成29年 | 3月23日 | 条例の公布 |
| 平成29年 | 4月1日 | 条例の施行 |

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、児童等のいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）のための対策に関し、基本理念及び基本となる事項を定め、町、教育委員会等の責務を明らかにするとともに、基本的な方針の策定について定めることにより、もって町民一丸となつていじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の制定目的を定めたものです。

【解説】

この条例は、国のいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえつつ、本町ならではの理念や取組みを定め、町、教育委員会等の責務を明らかにするとともに、基本的な方針の策定について定めることにより、町民一丸となつていじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）で、町の区域内にあるものをいう。
- (3) 町立学校 矢巾町立学校設置条例（昭和41年矢巾町条例第15号）第2条及び第3条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。
- (6) 町民等 町内に在住、在勤又は在学する者並びに町内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。
- (7) 関係機関等 警察署、児童相談所、法務局、医療機関その他のいじめ防止等のための対策に関わる機関をいう。

【趣旨】

本条は、本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めたものです。

【解説】

(第1号) いじめ

いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定を基に定めています。

※ 参考（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめの態様（第1号関係）

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、軽く蹴られたりする、又は明らかに暴力

- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 容姿やしぐさに対する誹謗中傷や心ない言動 等

※ いじめの構造（第1号関係）

いじめの多くは、「被害者」と「加害者」の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在がいじめを助長し深刻化させます。

しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示す時、いじめは抑制されます。つまり、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるような取り組みが必要です。

（第2号）学校

学校とは、学校教育法第1条で規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）を指します。

※ 参考（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条）

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

（第3号）町立学校

町立学校とは、矢巾町立学校設置条例第2条及び第3条に規定する小学校及び中学校を指します。

※ 参考（矢巾町立学校設置条例（昭和41年矢巾町条例第15号）第2条及び第3条）

別表第1（第2条関係）

| 小学校の名称 | 位置 |
|------------|------------------|
| 矢巾町立徳田小学校 | 矢巾町大字西徳田第6地割53番地 |
| 矢巾町立煙山小学校 | 矢巾町大字北矢幅第1地割2番地 |
| 矢巾町立不動小学校 | 矢巾町大字室岡第12地割50番地 |
| 矢巾町立矢巾東小学校 | 矢巾町大字藤沢第2地割11番地 |

別表第2（第3条関係）

| 中学校の名称 | 位置 |
|------------|-------------------|
| 矢巾町立矢巾中学校 | 矢巾町大字白沢第5地割220番地 |
| 矢巾町立矢巾北中学校 | 矢巾町大字上矢次第7地割115番地 |

（第4号）児童等

児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒を指します。

※ 参考（いじめ防止対策推進法第2条第3項）

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(第5号) 保護者

保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）を指します。

※ 参考（いじめ防止対策推進法第2条第4項）

この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(第6号) 町民等

町民等とは、次に掲げる個人等を指します。

- 町内に住む個人
- 町内の事業所等に勤務する個人
- 町内の学校等に在学する個人
- 町内で事業活動を行う個人、企業、団体

(第7号) 関係機関等

関係機関等とは、警察署、児童相談所、法務局、医療機関等のいじめ防止等のための対策に関わる機関を指します。

(基本理念)

第3条 いじめ防止等のための対策は、法第3条に定めるもののほか、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 児童等は、いじめを行ってはならず、また、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならないこと。
- (2) いじめの未然防止に当たっては、いじめが全ての児童等に関する問題であることから児童等が安心して学校や地域で学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨に取り組むこと。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得るとの認識の下、早期発見及び早期解消に努めるほか、児童等自らがいじめの加害者や被害者にもならないように努めること。
- (4) いじめは、絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、町、教育委員会、学校、保護者、町民等及び関係機関等の連携及び協力の下、いじめの根絶を目指して取り組むこと。

【趣旨】

本条は、本条例におけるいじめ防止等のための対策に係る基本理念を明らかにしたものです。

【解説】

基本理念とは、条例全体の根幹となる最も基本的な考え方です。

法第3条に定める基本理念に加え、次の事項を本町の基本理念に掲げることを定めています。

(第1号)

基本理念の1番目に「児童等は、いじめを行ってはならず、また、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならないこと。」を明記し周知します。

(第2号)

いじめの未然防止のためには、いじめが全ての児童等に関する問題であることを理解し、児童等が安心して学校生活等過ごすことができるように、学校の内外を問わずいじめが行われないように、その実践に努めることを定めています。

(第3号)

いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得るとの認識の下、早期発見及び早期解消に努めることを定めています。

※ いじめの認知件数の増減にとらわれず、早期発見及び早期解消に努めることが児童等を守るとともに、町民等の信頼が得られるという認識に立ちます。

(第4号)

いじめは、絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、町、教育委員会、学校、保護者、町民等及び関係機関等の連携及び協力の下、いじめの根絶を目指して取り組むことを定めています。

※ 参考 (いじめ防止対策推進法第3条)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、いじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

【趣旨】

本条は、いじめ防止等のために町が行う責務について明らかにしたものです。

【解説】

町は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、いじめ防止等のための総合的かつ効果的に推進する責務があることを定めたものです。

※ 町が行う総合的な対策

いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるとともに、必要な施策を総合的に策定し、効果的に実施します。

(教育委員会の責務)

第5条 教育委員会は、基本理念に基づき、町立学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、いじめ防止等のために教育委員会が行う責務について明らかにしたものです。

【解説】

教育委員会は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、いじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務があることを定めたものです。

※ 教育委員会が行う必要な措置

- ① いじめ防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に策定し、実施します。
- ② いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努めます。
- ③ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じます。
- ④ 子どもが安心して豊かに生活できるよう、いじめの防止に向けて必要な啓発を行います。

(町立学校の責務)

第6条 町立学校は、基本理念に基づき、教育委員会、保護者、町民等及び関係機関等との連携を図りながら、いじめ防止等のための対策に関する教職員の資質の向上及び教職員同士の連携強化に努め、当該町立学校全体でいじめ防止等に取り組まなければならない。

2 町立学校は、児童等が相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育むことができるよう教育活動の充実を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、いじめ防止等のために町立学校が行う責務について明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

町立学校は、第3条に掲げる基本理念にのっとり、教育委員会、保護者、町民等及び関係機関等と連携しながら、いじめ防止等のための対策に関する教職員の資質向上及び教職員同士の連携強化に努め、学校全体でいじめ防止等に取り組む責務があることを定めたものです。

(第2項)

町立学校は、児童等が相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育むことができるよう教育活動の充実を図ることを定めたものです。

※ 町立学校の責務

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。
- ② 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう、指導、支援します。
- ③ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長、副校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。
- ④ 道徳教育の充実と努めるとともに、教育活動全体を通して、命の尊さや自他の人権を守ろうとする心、公共心や規範意識、道徳的判断力などを育成します。
- ⑤ 児童等自身がいじめの根絶に向けて主体的に考え、発達段階に応じていじめを防止する取り組みを実践できるような指導及び支援を行います。
- ⑥ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、学校組織を挙げて児童等一人ひとりの状況把握に努めます。
- ⑦ いじめはどの学校にもどの子にも起こり得ることを意識し、保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの未然防止や早期発見に取り組むとともに、いじめを把握した場合は、学校全体での組織対応を講じ、いじめの早期解消に努めます。併せて、町に報告します。
- ⑧ いじめ防止等のための対策に関する基本方針を策定するとともに、必要な施策を実施します。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、いじめを正しく認識し、その保護する子どもに対し、いじめは、絶対に許されない行為であることを十分に理解させるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護しなければならない。

3 保護者は、町、教育委員会及び学校が講ずるいじめ防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめ防止等のために保護者が担う責務について明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

保護者は、いじめを正しく認識し、子どもに対し、いじめは、絶対に許されない行為であることを十分に理解させることを求めています。

(第2項)

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護することを求めています。

(第3項)

保護者は、町、教育委員会及び町立学校が講ずるいじめ防止等のための対策に協力することを求めています。

※ 保護者の役割

- ① どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに
加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、
周囲の大人に相談するよう働きかけ、子どもが伸びやかに成長発達できる環境づくりに努めます。
- ② 子どものいじめを防止するために、日頃からいじめなどの悩みがあった場合には、
周囲の大人に相談するよう働きかけるとともに、保護者も学校や地域住民との情報
交換に努め、協力していじめの根絶に取り組みます。
- ③ いじめを発見したり、いじめの恐れがあると思われたりする時は、速やかに学校、
関係機関等に相談又は通報します。

(町民等の責務)

第8条 町民等は、各地域においていじめが行われないように児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して生活することができる環境をつくるものとする。

2 町民等は、いじめを発見したとき又はいじめが行われている疑いがあると認めたときは、町、教育委員会、学校又は関係機関等へ情報提供をするものとする。

【趣旨】

本条は、いじめ防止等のためには、町民等の協力も重要であることから、町民等が担う責務について明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

町民等は、いじめが行われないよう地域において児童等に対する見守りや声かけ等を行い、児童等が安心して生活することができる環境を作ること求めています。

(第2項)

町民等は、いじめを発見したとき又はいじめが行われている疑いがあると認めたときは、町、教育委員会、学校又は関係機関等へ情報提供することを求めています。

※ 町民等の役割

- ① 町民は、矢巾町の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。
- ② 子どもの成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努めます。
- ③ 町民は、地域行事等で子どもが主体性をもって参加できるよう配慮します。
- ④ 子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努めます。

(児童等の対応)

第9条 児童等は、互いに思いやり、いたわりながら、お互いを尊重し個々の違いや特性を認め合える精神を身に付け、学校及び地域でいじめのない明るい生活を送るものとする。

2 児童等は、本人又は他の児童等がいじめを受け、又はいじめが行われていることを認識したときは、一人で悩まず、家族、教職員その他の関係者などの周囲の大人に、援助を求めるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめ防止等のために児童等が担う対応について明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

児童等は、互いに思いやり、いたわりながら、個々を認め合い、いじめのない明るい学校及び地域での生活を送ることを求めています。

(第2項)

児童等は、いじめを受け、又はいじめが行われていることを認識したときは、一人で悩まず家族、教職員、友達その他の関係者などの周囲の大人に、援助を求めるようにすることを求めています。

※児童等として

- ① 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努めます。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の大人の人に積極的に相談してほしいことを求めています。

(財政上の措置)

第 10 条 町は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめを防止するための施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずることを定めたものです。

【解説】

町は、いじめ防止等のための様々な対策などを推進するために、必要な財政上の措置を講ずることを定めています。

※ 財政上必要な措置は、次のものが考えられます。

- 条例第 13 条に掲げるいじめの未然防止に係る措置
- 条例第 14 条に掲げるいじめの早期発見及び早期解消に係る措置
- 条例第 15 条に掲げる相談体制の整備に係る措置
- 条例第 17 条に掲げるインターネットを通じて行われるいじめに対する対策に係る措置
- 条例第 18 条に掲げる研修等の実施に係る措置
- 条例第 20 条に掲げるいじめに対する措置
- 条例第 21 条に掲げる矢巾町いじめ問題対策連絡協議会の設置に係る措置
- 条例第 22 条に掲げる矢巾町いじめ問題対策委員会の設置に係る措置
- 条例第 26 条に掲げる矢巾町いじめ調査委員会の設置に係る措置

(町いじめ防止基本方針策定)

第 11 条 教育委員会は、法第 12 条の規定及び本条例第 3 条基本理念の規定により、矢巾町いじめ防止基本方針（以下「町いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。

2 町いじめ防止基本方針は、次の事項を定めるものとする。

- (1) いじめ防止等のための対策の基本的な方針に関する事項
- (2) いじめ防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

3 教育委員会は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案することや、いじめ防止等のための対策を正当に評価しながら、必要に応じて町いじめ防止基本方針の見直しを行い、変更するものとする。

4 教育委員会は、町いじめ防止基本方針の見直しに当たっては、第 21 条第 1 項に規定する矢巾町いじめ問題対策連絡協議会の意見を聴くものとする。

5 教育委員会は、町いじめ防止基本方針を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第 12 条の規定により、教育委員会がいじめ防止基本方針を策定することを定めたものです。

【解説】

(第 1 項)

教育委員会は、法第 12 条の規定及び本条例第 3 条基本理念の規定により、町いじめ防止基本方針を策定することを定めています。

※ 参考（いじめ防止対策推進法第 12 条）

第 12 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(第 2 項)

町いじめ防止基本方針においては、次の事項を定めることとしています。

- (1) いじめ防止等のための対策の基本的な方針に関する事項
- (2) いじめ防止等のための対策の内容に関する事項
- (3) その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

(第 3 項)

教育委員会は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、及びいじめ防止等のための対策の評価を踏まえ、必要に応じて町いじめ防止基本方針の見直しを行い、変更するこ

とを定めています。

(第4項)

教育委員会は、町いじめ防止基本方針の見直しに当たっては、第21条第1項に規定する矢巾町いじめ問題対策連絡協議会の意見を聴くことを定めています。

(第5項)

教育委員会は、矢巾町いじめ防止基本方針を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表することを定めています。

なお、公表は、町広報誌、町ホームページなどにより行います。

(学校いじめ防止基本方針策定)

第 12 条 町立学校は、法第 13 条の規定及び本条例第 3 条基本理念の規定により、学校いじめ防止基本方針を策定し、速やかに公表するものとする。

2 学校いじめ防止基本方針は、町いじめ防止基本方針を参酌し、当該町立学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策の基本的な方針及び具体的な取組を定めるものとし、必要に応じて見直しを行い、変更するものとする。

3 町立学校は、学校いじめ防止基本方針を変更したときは、これを速やかに公表するとともに、変更した内容について、保護者及び町民等の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第 13 条の規定により、町立学校がいじめ防止基本方針を策定することを定めたものです。

【解説】

(第 1 項)

町立学校は、法第 13 条の規定及び本条例第 3 条基本理念の規定により、学校いじめ防止基本方針を策定し、公表することを定めています。

※ 参考 (いじめ防止対策推進法第 13 条)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(第 2 項)

学校いじめ防止基本方針は、町基本方針を参酌し、当該町立学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策の基本的な方針及び具体的な取り組みを定めるものとし、必要に応じて見直しを行い、変更することを定めています。

(第 3 項)

町立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定したとき及び変更したときは、速やかに公表するとともに、変更した内容について、保護者及び町民等の理解及び協力が得られるよう努めることを定めています。

なお、公表は、学校だより、町ホームページなどにより行います。

※ 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 各学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。その際、国基本方針、県及び矢巾町基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取り組みを行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を定めます。
- ② この学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取り組み、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、

「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」などを主な項目として、「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために、「教職員は何をするのか」、「保護者・地域はどう協力するのか」、「関係機関とどう連携するのか」を示すなど、いじめの防止等全体に係る内容になります。

また、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開します。

- ③ 学校基本方針の策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者や地域の方、学校評議員にも必ず参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにします。また、子どもの意見も取り入れ、いじめの防止等について、児童会活動や生徒会活動など子どもの主体的かつ積極的な参加が確保できるようにします。
- ④ 学校基本方針は、単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、それが行動に移され、実際に成果を上げていく実効性のある内容とします。そのためには、学校基本方針に、未然防止から対処に至る一連の取組や計画、取り組みを実施する組織、さらには関係機関等との連携などについて、学校の実態や実情を踏まえて盛り込みます
- ⑤ 実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してしっかりと機能しているかを、法第22条の組織を中心に点検し必要に応じて見直す、PDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込みます。

(いじめの未然防止のための措置)

第13条 教育委員会及び町立学校は、当該町立学校に在籍する児童等の豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動及び生徒指導の充実を図らなければならない。

2 教育委員会及び町立学校は、当該町立学校に在籍する児童等の保護者、町民等及び関係機関等と連携を図りながら、いじめ防止等に資する当該児童等の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、当該児童等及びその保護者並びに教職員に対するいじめ防止等に関する理解の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめの未然防止のために、教育委員会及び町立学校が取り組むべき事柄について明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

教育委員会及び町立学校は、いじめを未然防止するためには、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことが重要であり、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動及び生徒指導の充実を図らなければならないことを定めています。

(第2項)

教育委員会及び町立学校は、町立学校に在籍する児童等の保護者、町民等及び関係機関等と連携を図りながら、いじめ防止等に資する児童等の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、児童等及びその保護者並びに教職員に対するいじめ防止等に関する理解の促進その他必要な措置を講ずることを定めています。

※ いじめの未然防止のための教育委員会における取り組み

- ① いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努めます。
- ② 町教育研究所がいじめ相談の窓口であることの周知を図り、広く相談体制の整備と充実を図ります。
- ③ いじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会の連携を強化します。
- ④ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、保護者、家庭への支援を行います。
- ⑤ 学校におけるいじめの防止等のための研修の充実や対策の適切化を図るため、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者、いじめへの対処に関し助言できる者などの人材に係る情報提供を行います。
- ⑥ 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を努めます。

- ⑦ 児童等が、命の尊さを学び、人を思いやる心や他者と協力する態度などを育むため、復興教育に取り組み、地域の状況等を踏まえた防災教育の推進を図ります。
- ⑧ 障がいの有無などによる分け隔てがなく、相互に人格と個性を尊重し合うことを目指し、交流及び共同学習などを通して障がい者に対する理解の促進を図るとともに、障がいのある児童等に対する適切な支援や指導を充実させる「特別支援教育」を推進します。
- ⑨ 各学校において、PTA等と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する説明会及び研修会を開催するなど、いじめやトラブルを防ぐための児童等への情報モラル教育の徹底や保護者への啓発を図る活動を推進します。
- ⑩ 各学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取り組み等について、定期的に報告を求め、取り組み状況等を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取り組みの充実を促すなど、適切に指導・助言します。

※ いじめの未然防止のための町立学校における取り組み

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立します。
- ② いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努めます。
- ③ 人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等に努めます。全ての教育活動を通して、社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続します。
- ④ いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取り組みを実践します。
- ⑤ 児童等と教職員及び児童等間の信頼関係を構築し、自他を認め合い一人ひとりに居場所のある学校生活の中で、児童等の発達の段階に応じて、自己肯定感を高めます。
- ⑥ 児童会活動、生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童等が自主的に取り組む活動を計画的に組み込み、指導・支援します。
- ⑦ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進します。
- ⑧ いじめ防止のための取り組みを、子ども、保護者、地域住民が理解し、協力して取り組みを進めるために、学校基本方針の周知を図ります。
- ⑨ 学校は、学校基本方針による取り組みの状況について、学校評価の項目として新たに加え、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組みます。
- ⑩ いじめゼロに向けた児童等の主体的な取り組みを促進します。
- ⑪ 児童会や生徒会等での討議により、目標設定や年間計画を策定の上、計画的な取り組みを促します。
- ⑫ 道徳教育、防災教育、自分づくり教育など、学校教育活動を通して、児童等のいじめを生まない人間関係や集団づくりを指導・推進します。
- ⑬ 学校としてのテーマを設定し、各教科・領域、学校行事等において、年間指導計画を策定の上、計画的・継続的な取り組みを行います。
- ⑭ いじめの防止等の対策に係る教職員の資質向上のための研修を実施します。
- ⑮ 学校独自の研修の企画、町教育委員会等主催の研修への参加及び参加者による報告会の実施など、学校の実情やいじめの課題に応じた取り組みを計画し実施します。
- ⑯ 発達障がい等の特性に係る教職員の理解や専門的な対応の向上を図ります。

- ⑰ 児童会や生徒会、PTAや地域との共同実施等も含めて、いじめ防止や人権擁護啓発の催しを企画します。
- ⑱ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方に細心の注意を払います。

(いじめの早期発見及び早期解消のための措置)

第14条 教育委員会及び町立学校は、当該町立学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、当該町立学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめの早期発見及び早期解消のために、教育委員会及び町立学校が取り組むべき事柄について明らかにしたものです。

【解説】

教育委員会及び町立学校は、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、いじめの実態を的確に把握し、児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずることを定めています。

※ いじめの早期発見及び早期解消のための教育委員会における取り組み

- ① いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備を行います。
- ② 町教育委員会におけるいじめに関する相談・通報の窓口について明確化し、町教育委員会以外の相談機関の紹介も含めて、児童等や保護者、教職員、町民へ必要な周知を図ります。
- ③ いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、及びいじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめの対応の在り方、その他いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止のための対策を実施します。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、警察からの助言を参考にしながら関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じます。
- ⑤ いじめの実態把握、早期発見・対応等を図るため、全校の子どもに対しアンケート方式によるいじめ実態把握調査を年複数回実施し、さらに、第2次調査として個人面談等を行い、実態把握に努めます。
- ⑥ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築します。
- ⑦ 子どもからの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合で、いじめの事実があると思われるときは、該当する児童等が在籍する学校へ通報等の適切な措置をとるよう啓発します。
- ⑧ 担任だけでなく複数の教職員の目が行き届き、きめ細かく対応できる環境を整備するため、公務運営の効率化を図り、児童等と向き合う場の確保に努めます。

※ いじめの早期発見及び早期解消のための町立学校における取り組み

- ① 児童等のささいな変化に気づいた場合、個別記録カードに記録し、教職員がいつでも情報を共有します。(5W1H気づきメモなど。)
- ② 児童等の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努めます。
- ③ 校内に子どもや保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制

を整備し、町の教育相談員と連携します。

- ④ 情報の収集と児童等の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築します。
- ⑤ 学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行います。
- ⑥ 児童等の発するいじめのサインを見逃さないために、学校の実情に応じた教職員用のいじめの発見のための注意・チェック事項等を整理・作成します。
- ⑦ いじめの疑いのある情報を教職員が把握した場合の報告のルートなど、組織的な情報集約化のための基本的なルールなどを策定します。
- ⑧ 独自のアンケート調査の実施など、学校としてのいじめの実態把握・早期発見のための取り組みを実施します。
- ⑨ 年に複数回行うとされている定期的な調査によるいじめの実態把握調査の実施後の対応の仕方、継続的な見守りなどの対応計画や体制づくりを推進します。
- ⑩ 児童等、保護者等毎に、いじめの相談体制を明確化し周知します。
- ⑪ 児童等のいじめを含む学校生活上の不安や課題などを把握するための、教育相談週間を設定し実行します。
- ⑫ 日頃から児童等の見守りや信頼関係の構築等に努め児童等が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くします。

(相談体制の整備)

第 15 条 教育委員会及び町立学校は、当該町立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談に速やかに対応できる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとし、相談等があった場合は、速やかに対応しなければならない。

2 教育委員会及び町立学校は、相談体制を整備するに当たっては、専門知識を有する者を活用し、保護者、町民等及び関係機関等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

【趣旨】

本条は、いじめに係る相談体制を整備することを定めたものです。

【解説】

(第 1 項)

教育委員会及び町立学校は、児童等及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談に速やかに対応できる体制（以下「相談体制」という。）を整備することを定めています。

具体的には、教育委員会においては、教育相談員を配置し相談体制の整備及び町立学校への支援を図り、教師、児童等、その保護者との連携を図ります。

また、スクールカウンセラーなどの県からの派遣協力をいただくことや、教育相談員による電話相談窓口の設置などにより相談体制の充実を図ります。

町立学校においては、条例第 19 条の規定により設置する「いじめ防止等の対策のための町立学校組織」が相談及び通報の窓口としての役割も果たします。

(第 2 項)

教育委員会及び町立学校は、相談体制の整備に当たっては、専門機関や専門知識を有する者を活用し、保護者、町民等及び関係機関等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益の擁護に配慮することを定めています。

(関係機関等との連携等)

第 16 条 町は、いじめを受けた児童等に対する支援、その保護者に対する支援及び情報提供、いじめを行った児童等に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、町立学校、町民等及び関係機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめ防止等のための対策を学校、町民等及び関係機関等との連携を強化し、必要な体制を整備する必要があることを明らかにしたものです。

【解説】

町は、いじめを受けた児童等に対する支援、その保護者に対する支援及び情報提供、いじめを行った児童等に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、町立学校、町民等及び関係機関等との連携の強化など必要な体制の整備に努めることを定めています。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策)

第 17 条 教育委員会及び町立学校は、当該町立学校に在籍する児童等及びその保護者が、インターネットを通じて発信及び拡散された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを未然に防止し、及び効果的に対処するため、当該児童等に対するインターネットの適切な利用方法の周知、その他ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動を行い、その保護者に対しても、必要な啓発活動を行うものとする。

2 教育委員会は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれることがないように適切に対処できる体制の整備に努めるとともに、関係機関等との連携を図るものとする。

3 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、町立学校、児童等及びその保護者に対し、最新の情報を提供する等必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策について明らかにしたものです。

【解説】

(第 1 項)

教育委員会及び町立学校は、児童等及びその保護者が、インターネットを通じて発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、児童等に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、その保護者に対して、必要な啓発活動を行うことを定めています。

(第 2 項)

教育委員会は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれることがないように適切に対処できる体制の整備に努めるとともに、関係機関等と連携を図ることを定めています。

(第 3 項)

教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、町立学校、児童等及びその保護者に対し、最新の情報を提供する等必要な措置を講ずることを定めています。

(研修等の実施)

第 18 条 教育委員会及び町立学校は、当該町立学校の教職員に対して、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他の資質の向上に必要な措置を講じ、その結果等を教育委員会及び町立学校間で共有し、それぞれの町立学校で行われる取組の充実が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、いじめ防止等のための対策に関する研修等について必要な措置を講じることを定めたものです。

【解説】

教育委員会及び町立学校は、町立学校の教職員に対して、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施、研修内容の共有、その他の資質の向上に取り組まなければならないことを定めています。

(いじめ防止等の対策のための町立学校組織)

第19条 町立学校は、当該町立学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該町立学校の複数の教職員、専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置き、その組織及び運営に関し必要な事項は、第12条で規定された、学校いじめ防止基本方針で定める。

【趣旨】

本条は、町立学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を設置することについて定めたものです。

【解説】

この組織は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策の学校内組織のことであります。なお、組織の名称は各学校の判断によるものとします。

当該組織の構成員は、基本的に、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員などとし、内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めることとします。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家、その他保護者、学校評議員、民生委員などの地域関係者が参加しながら対応することも考慮します。

当該組織は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担います。

※ 「いじめ防止等の対策のための組織」の具体的な役割

- ① 各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止の取組が計画通りに進んでいるのかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルで検証します。
- ② 当該組織を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担します。
- ③ なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により組織を設置し、調査を行います。
- ④ 子どもや保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順、方法等を明確にします。
- ⑤ 当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童等からの訴えを、個人で抱え込まずに全て当該組織に報告・相談します。集められた情報は、個々の児童等ごとに個別記録カードに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ります。

- ⑥ いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定や保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

(いじめに対する措置)

第20条 町立学校の教職員、教育委員会の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けた児童等が在籍する町立学校への通報その他の適切な措置を講ずるものとする。

2 町立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該町立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると認められるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 町立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該町立学校の複数の教職員によって、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 教育委員会は、第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該町立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

【趣旨】

本条は、町立学校においていじめの事実が確認されたときに町立学校及び教育委員会において必要な措置を講ずることについて明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

町立学校の教職員、教育委員会の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けた児童等が在籍する町立学校への通報など適切な措置を講ずることを定めています。

(第2項)

町立学校は、第1項の規定による通報を受けたときその他児童等がいじめを受けていると認められるときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告することを定めています。

(第3項)

町立学校は、第2項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、教育相談員やスクールカウンセラーなど心理等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つ

つ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うことを定めています。

具体的には、学校長のリーダーシップの下、条例第19条の規定により設置する「いじめ防止等の対策のための町立学校組織」を中心に、専門家の意見を聞きながら必要な支援、指導等を行います。

(第4項)

教育委員会は、第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該町立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うことを定めています。

具体的には、教育委員会事務局学務課において必要な支援、調査等を行います。

※ いじめに対する措置の教育委員会における取り組み

- ① 教育委員会は、学校からいじめの報告を受けたときには、必要に応じて指導・助言を行うとともに、教育相談員、指導主事等の派遣による支援、必要な調査等を行うとともに、状況に応じて県へスクールカウンセラーの派遣要請を行うなど、いじめの解決のための対応に当たります。
- ② いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき該当する児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等やその他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じます。
- ③ いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合には、教育委員会が学校相互間の連携協力体制の調整を行いながら、いじめ解決の対応を進めます。

なお、これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で取り組むよう町立学校への適切な指導・助言に努めます。

- ④ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談すべきものや、児童等の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、町立学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取るよう町立学校への適切な指導・助言に努めます。

※ いじめに対する措置の町立学校における取り組み

●いじめへの対処

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせます。また、児童等や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴します。
- ② 発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、校内の組織へ報告し、その情報を共有します。
- ③ いじめられている児童等から、事実関係の聴取を行います。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行います。
- ④ いじめたとされる児童等からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取ります。

- ⑤ アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聴き取り対象者等の絞り込みを行います。
- ⑥ 「観衆」や「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気をもつよう指導します。
- ⑦ いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ⑧ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ぐに削除する措置をとります。また、必要に応じ警察等と適切な連携をとります。

●いじめられた児童等への対応及び支援

- ① いじめられた児童等の心的な状況等を十分確認し、いじめられた児童等や情報を提供した児童等を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聴き取りします。
- ② いじめられた児童等にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童等に寄り添える体制を構築し、状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得ながら支援します。
- ③ いじめられた児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童等を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童等が落ち着いて学習できる環境を整備します。
- ④ いじめられた児童等が、いじめた児童等との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪・和解の会を開くなどして、関係修復を図ります。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等に伝えるとともに、必要な支援を行います。

●いじめた児童等に対する措置

- ① いじめたとされる児童等から、複数の教職員で事実関係を聴き取り、いじめがあったことが確認された場合、学校は、教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置を講じます。
- ② 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行います。
- ③ いじめた児童等が、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分理解し、自らの行為の責任を自覚するよう指導します。
- ④ 児童等の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後のいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、対応します。
- ⑤ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、児童等に対して、適切に懲戒を加えることも考えられます。ただし、いじめには様々な要因が考えられることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分留意し、いじめた子どもが自ら行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行います。

●いじめへの対処の具体的取り組み

- ① いじめが疑われる場合に、聴き取りなどの事実確認の調査をはじめ、その後の対応、改善の指導など、学校としてのいじめに対する措置に係る事項を整理します。
- ② 児童等の進学・進級や転学に当たっての適切な引継ぎ等ができるように、いじめの問題に関する指導記録を作成・保存します。
- ③ 社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要であり、また、保護者は児童等の教育について第一義的責任を負うものであり、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うために、家庭との連携の強化を行います。
- ④ 児童等が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童等に対して地域の取組などへの参加を促します。
- ⑤ PTAとの共催により、いじめの理解や携帯電話・スマートフォン等によるインターネット利用などに関する説明会・研修会を企画・実施します。
- ⑥ 学校基本方針などについて、学校だよりや学校ホームページ等で紹介することを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭と緊密に連携します。
- ⑦ 学校基本方針やいじめの防止等に関する取組を、学校だよりや学校ホームページ、地域における会議等で紹介することを通じて広報・啓発を図ります。
- ⑧ いじめゼロに向けた子どもの育成をめざし、まなびフェストの目標として設定することを検討します。
- ⑨ 児童等が異なる年齢の他者や地域の多くの大人と関わる機会を企画・実施します。

●関係機関との連携

- ① 学校も含めて児童等の日常生活において、いじめをなくし健全育成を図っていくためには、児童等に関わる学校関係団体の地域組織や行政施設・機関等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠であり、また、いじめの事案解決に当たっては、学校による対応の範囲を超える場合もあり、状況に応じて、専門機関との速やかな連携が図れるような関係づくりに取り組みます。
- ② 学校警察連絡協議会やすくすくネットワーク会議等を母体として、関係する警察署・交番等、子育て支援センター等との連絡窓口の紹介や情報交換などを行います。

(矢巾町いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第21条 いじめ防止等のための対策について、保護者、町民等及び関係機関等との連携を図るため、法第14条第1項の規定により、矢巾町いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第14条の規定により、矢巾町いじめ問題対策連絡協議会を置くことを定めたものです。

【解説】

(第1項)

いじめ防止等のための対策について、保護者、町民等及び関係機関等との連携を図るため、法第14条第1項の規定により、連絡協議会を置くことを定めています。

※ 参考（いじめ防止対策推進法第14条第1項）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

(第2項)

連絡協議会は、教育委員会が委嘱する委員をもって組織することを定めています。

(第3項)

第2項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

※ 構成員 合計12人

(1) 教育長

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験を有する者

(4) 各種団体等が推薦する者

(5) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校の職員

(矢巾町いじめ問題対策委員会の設置)

第22条 いじめ防止等のための対策を実効的に行い、及びいじめについて専門的な見地から調査するため、法第14条第3項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、矢巾町いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

2 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議する必要がある場合に専任し、その結果を答申する。

(1) いじめ防止等のための対策のあり方及びその実効性を高めるための調査研究に関すること。

(2) 重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。)が町立学校に発生した場合における、事実の確認及び調査に関すること。

(3) その他対策委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じいじめ防止等のための対策について、教育委員会に意見を述べることができる。

4 対策委員会は、教育委員会が委嘱する委員6人以内をもって組織する。なお、教育委員会が必要と認めるときは、調査補助員を若干人置くことができる。

5 前4項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第14条及び地方自治法第138条の4第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、矢巾町いじめ問題対策委員会を置くことを定めたものです。

【解説】

(第1項)

いじめ防止等のための対策を実効的に行い、いじめについて専門的な見地から調査するため、法第14条第3項及び地方自治法第138条の4第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、矢巾町いじめ問題対策委員会を置くことを定めています。

※ 参考(いじめ防止対策推進法第14条第3項)

第14条

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

(第2項)

対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、調査審議し、その結果を答申することを定め

ています。

- (1) いじめ防止等のための対策のあり方やその実効性を高めるための調査研究に関すること。
- (2) 重大事態（法第 28 条第 1 項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が町立学校に発生した場合における、事実の確認及び調査に関すること。
- (3) その他対策委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

※ 参考（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項）

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（第 3 項）

対策委員会は、いじめ防止等のための対策について、教育委員会に意見を述べるができることを定めています。

（第 4 項）

対策委員会は、教育委員会が委嘱する委員 6 人以内をもって組織し、教育委員会が必要と認めるときは、調査補助員を若干人置くことができることを定めています。

（第 5 項）

前 4 項に定めるもののほか、いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとしています。

※ 構成員案（6 人以内）

- ① 学識経験者
- ② 弁護士
- ③ 医師

※ この委員会は、大学教授、弁護士や精神科医師等の専門的知識及び学識経験を有する者で構成し、親族など当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成することとし、その公平性及び中立性を確保します。

(重大事態の発生に係る報告)

第 23 条 町立学校は、当該町立学校に在籍する児童等に重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はその旨を町長に報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、重大事態の発生に係る町立学校が行う報告について定めたものです。

【解説】

町立学校は、児童等に重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、教育委員会を通じて、その旨を町長に報告しなければならないことを定めています。

○学校が主体となって調査を行う場合

(対象事案)

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(調査を行う組織)

学校が調査の主体となる場合、法第 22 条に基づき学校に必ず置かれることとされている組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家や学校外の人を加えることにより、当該調査の公平性・中立性を確保します。なお、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員により調査を行います。

※ 重大事態の意味

① 法第 28 条第 1 項第 1 号に規定する「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するかどうかについては、いじめを受けた児童等の状況に着目して判断します。

例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

② 法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する「相当の期間学校を欠席すること」については、国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするとしていますが、日数のみに限らず、児童等の状況等、個々のケースの実態を十分把握する必要があります。

特に、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会は迅速に実態把握に努めます。

また、児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で町立学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態では

ない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして教育委員会に報告するものとしします。

※ 重大事態の報告

町立学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会は、この報告を受けて町長に事態発生について報告します。

(教育委員会による対処)

第24条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合又は町立学校に在籍する児童等若しくはその保護者から当該町立学校に対して当該児童等に重大事態が発生し、又は発生した疑いがあると申立てがあった場合であつて必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、対策委員会に調査を行わせるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その結果を町長に報告するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

4 教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、重大事態の発生に係る教育委員会の対処について明らかにしたものです。

【解説】

(第1項)

教育委員会は、第23条の規定による報告を受けた場合又は町立学校に在籍する児童等若しくはその保護者から当該町立学校に対して当該児童等に重大事態が発生し、又は発生した疑いがあると申立てがあった場合で必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、対策委員会に調査を行わせることを定めています。

(第2項)

教育委員会は、第1項の規定による調査が終了したときは、その結果を町長に報告することを定めています。

(第3項)

教育委員会は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係など必要な情報を適切かつ迅速に提供することを定めています。

(第4項)

教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることを定めています。

○教育委員会が主体となって調査を行う場合

(対象事案)

従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童等又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合

学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

(調査を行う組織)

教育委員会が、矢巾町基本方針に基づきいじめの防止等の対策を実効的に行うため、その必要が認められる場合に設置する、「矢巾町いじめ問題対策委員会」を、調査を行う組織とします。

(実施する調査の内容)

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつ(いつ頃から)
- ・誰から行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童等の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校、教職員がどのように対応したか

などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することとします。

このことを念頭におきながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法を決定の上、適切に調査を進めます。

教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければなりません。

また、調査や再発防止に当たっては、国基本方針に示されているように、特に次の二つの事項に留意しながら、事案の状況を踏まえて、適切に取り組むものとします。

●いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍する児童等や教職員に対する質問票による調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられます。

この際、いじめられた児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要です。(たとえば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童等の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど。)

なお、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行い、いじめ行為を止めさせます。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要です。

なお、これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会が、より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携して、対応に当たります。

●いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。調査方法としては、在籍する子どもや教職員に対する質問票による調査や聴き取り調査などが考えられます。

なお、児童等の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童等の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要です。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月文部科学省設置「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」）を参考とするものとします。

背景調査に当たり、遺族が、児童等を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行います。

在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。

死亡した児童等が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。

詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要です。

調査を行う組織については、専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により構成員を決定することにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等を伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報のみならず総合的に分析評価を行うように努めます。

客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意します。

学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者は適切な対応を行います。

情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。

なお、亡くなった児童等の尊厳を守ることや、児童等の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。

(その他の留意事項)

法第23条第2項において、学校は、児童等がいじめを受けていると思われるときは、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じるとされており、その措置を行った結果、重大事態であると判明した場合も想定されるが、その場合には、重大事態の全貌の事実関係を明確にするため、法第28条第1項による「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととします。ただし、法第23条第2項による措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではありません。

また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携の上、義務教育段階の子どもに関して、出席停止措置の活用や、いじめられた子ども又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行います。

なお、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童等が深く傷つき、学校全体の子どもや保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。教育委員会及び学校は、児童等や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

※ 重大事態への対処

法第28条第1項に規定する「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」は、重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行うものです。

なお、重大事態への対処に係る調査については、条例第24条第1項によりいじめ問題対策委員会が主体的に行いますが、事実関係を明確するために迅速な対応が必要と判断した場合は、各町立学校に設置されるいじめ防止等のための組織に当該事案に係る情報提供及び調査への協力を求めるものとします。

※ 重大事態の調査に関わる組織

町立学校は、教育委員会が当該事案の事実関係を調査した結果、重大事態と判断したとき、又は、重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、教育委員会と連携を図りながら、対策委員会の調査に協力するものとします。その際、教育委員会及び町立学校は、速やかに必要な組織体制を整備します。

※ 重大事態の調査の実施に係る留意事項

法第28条第1項に規定する「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」の実施に当たっては、重大事態に至る要因となった下記の点を可能な限り網羅的に明確にすることが必要であるが、この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係について速やかに調査することとします。

- いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったのか。
- いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったのか。
- 学校・教職員がどのように対応したのか。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、町立学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該重大事態への対処や同種の事態の再発防止を図ることを目的として行うものです。

※ 調査結果の報告及び提供(第2・3項)

教育委員会は、対策委員会の調査が終了したときは、その調査結果を取りまとめ速やかに町長に報告することとします。

その際、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町長に提出することとします。

また、教育委員会は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、児童等やその保護者に対して迅速に情報を提供します。

(町長による対処)

第 25 条 町長は、前条第 2 項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、次条第 1 項に規定する矢巾町いじめ調査委員会に前条第 1 項の規定による調査の結果について、調査を行わせることができる。

2 町長は、前項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報について適時、適切な方法でかつ迅速に説明を行うものとする。

3 町長は、第 1 項の規定による調査が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 町長及び教育委員会は、第 1 項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、重大事態の発生に係る町長の対処について明らかにしたものです。

【解説】

(第 1 項)

町長は、第 24 条第 2 項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、第 26 条に規定する矢巾町いじめ調査委員会に第 24 条第 1 項の規定による調査の結果について再調査を行わせることができることを定めています。

(第 2 項)

町長は、第 1 項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の結果など必要な情報を適切かつ迅速に提供することを定めています。

(第 3 項)

町長は、第 1 項の規定による調査が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならないことを定めています。

なお、報告する内容については、個々の事案に応じて適切に設定するとともに、個人のプライバシーに対しては、条例第 27 条及び矢巾町個人情報保護条例（平成 17 年矢巾町条例第 2 号）の規定に基づき必要な措置をとります。

(第 4 項)

町長及び教育委員会は、第 1 項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置をとることを定めています。

※ 再調査の実施に係る留意事項

町長による再調査についても、町立学校又は教育委員会による調査同様、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があることを認識し、適時、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

※ 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 町長は、再調査の結果を町議会に報告することとし、その報告する内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定するとともに、個人のプライバシーについては十分に配慮します。
- ② 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の再発防止のために指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を当該町立学校及び派遣を希望する町立学校に行います。

(矢巾町いじめ調査委員会の設置)

第 26 条 法第 30 条第 2 項及び地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、町長の附属機関として、矢巾町いじめ調査委員会（以下「いじめ調査委員会」という。）を置く。

2 いじめ調査委員会は、町長の諮問に応じ、前条第 1 項に規定する事項について調査審議し、その結果を答申する。

3 いじめ調査委員会は、町長が委嘱する委員 5 人以内をもって組織する。

4 前 3 項に定めるもののほか、いじめ調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項及び地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、町長の附属機関として、矢巾町いじめ調査委員会を置くことを定めたものです。

【解説】

(第 1 項)

法第 30 条第 2 項及び地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により、町長の附属機関として、矢巾町いじめ調査委員会（以下「いじめ調査委員会」という。）を置くことを定めています。

※ 参考（いじめ防止対策推進法第 30 条第 2 項）

第 30 条

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

(第 2 項)

いじめ調査委員会は、町長の諮問に応じ、条例第 25 条第 1 項に規定する事項について調査審議し、その結果を答申することを定めています。

(第 3 項)

いじめ調査委員会は、町長が委嘱する委員 5 人以内をもって組織することを定めています。

(第 4 項)

前 3 項に定めるもののほか、いじめ調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることとしています。

※ いじめ調査委員会の構成員案（5 人以内）

- ① 学識経験者
- ② 医療・心理の専門家

③ 法律（人権）・福祉の専門家

※ この委員会は、大学教授、弁護士や精神科医などの専門的知識や学識経験を有する者で構成し、親族など当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成することとし、その公平性及び中立性を確保します。

(守秘義務)

第 27 条 いじめに関する相談、調査等に関係した者、いじめ防止等のための対策に携わった者は正当な理由がなく、その際知り得た秘密や個人情報、相談内容、調査内容等を他人に漏らしてはならない。

【趣旨】

本条は、本条例の施行に当たって、取り扱う情報が個人情報に密接に関係することから、個人情報等の守秘義務について定めたものです。

【解説】

いじめに関する相談、調査等に関係した者は、正当な理由がなく、相談、調査等に際し知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない守秘義務を負うことを定めています。

なお、相談、調査等に関係した時点で、守秘義務を負う関係者となります。

また、個人情報の取扱いについては、矢巾町個人情報保護条例の適用を受けることになります。

(町立学校以外の学校への協力要請)

第 28 条 町及び教育委員会は、町立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめ防止等について必要な協力を求めるものとする。

2 対策委員会及びいじめ調査委員会は、町及び教育委員会と協力して、町立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、対策委員会及びいじめ調査委員会が行う調査について必要な協力を求めるものとする。

【趣旨】

本条は、町及び教育委員会が、対策委員会及びいじめ調査委員会の調査などについて、町立学校以外の学校に対する協力要請について定めたものです。

【解説】

(第 1 項)

町及び教育委員会は、町立学校を除く学校（私立学校や県立学校など）の設置者又は管理者に対し、いじめ防止等について必要な協力を求めることを定めています。

例えば、私立学校に通う児童等の保護者（町内在住）から学校でいじめを受けているなどの相談があった場合や町立学校に通う児童等と私立学校に通う児童等の間でいじめが起きているとの情報が保護者から寄せられた場合に、当該私立学校等に事実関係の確認や問題解決に向けた協議への参加などの協力を依頼することが想定されます。

(第 2 項)

対策委員会及びいじめ調査委員会は、町立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、対策委員会及びいじめ調査委員会が行う調査について必要な協力を求めることを定めています。

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で別に定める。

【趣旨】

本条は、本条例の施行について必要な事項は、町長及び教育委員会が別に規則で定めることを規定したものです。

【解説】

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町及び教育委員会の規則等で定めることとしています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
(検討)
- 2 町長は、この条例の施行後 2 年を目途として、この条例の運用実績の検証と児童等を取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を行い、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年矢巾町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。
別表第 1 に次のように加える。

| | | | | |
|---------------|--|--|--------|--|
| 矢巾町いじめ調査委員会委員 | | | 15,200 | |
|---------------|--|--|--------|--|

【趣旨】

この条例の施行期日を定めたものです。また、条例の施行後 2 年を目途に条例の実効性などを検証し、必要な場合は条例の見直しを行うことや、矢巾町いじめ調査委員会委員の非常勤職員の報酬について定めたものです。

【解説】

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

なお、この条例の施行後 2 年を目途に必要な見直しを行うことや、条例第 26 条に規定された矢巾町いじめ調査委員会委員の報酬について定めます。(1 回の会議の報酬 15,200 円)

矢巾町いじめ防止対策に関する条例 一逐条解説一

発行 矢巾町・矢巾町教育委員会

編集 矢巾町教育委員会事務局 学務課

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

電話 019-697-2111(代表)ファックス 019-611-2659

URL <http://www.town.yahaba.iwate.jp/>

E-mail yahaba-gakumu@town.yahaba.iwate.jp

